

第2回 栃木県デジタル社会形成推進条例（仮称）検討会 議事概要

1 日 時 令和5（2023）年10月17日（火）10時～10時40分

2 場 所 Zoomによるオンライン開催（事務局 栃木県庁本館9階会議室2）

3 参加者

(1) 検討会委員

	分 野	所 属 等	氏 名
1	行政(県)	栃木県 CMO	小林 圭介
2	行政(市)	真岡市 デジタル戦略課長	小宮 里美
3	行政(町)	壬生町 総合政策課長	佐々木 正裕
4	情報産業	(株)TKC 地方公共団体事業部 自治体 DX 推進本部 法制度改正対応推進室 室長	渡辺 忠俊
5	情報産業	(株)ネットコア 代表取締役	篠崎 みのり
6	教 育	栃木県 教育CDO	及川 葉月

※ 吉田委員（宇都宮大学 大学教育推進機構 助教）は欠席

(2) 事務局

栃木県総合政策部デジタル戦略課 石崎課長 外職員

4 結 果

(1) 開会

(2) あいさつ（デジタル戦略課）

- ・9月5日に開催した第1回検討会の御意見等を踏まえ、素案（たたき台）を作成した。
- ・年度内の条例制定に向けて、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたい。

(3) 議事（進行：小林座長）

① 栃木県デジタル社会形成推進条例（仮称）素案（たたき台）の説明

- ・資料1により、条例素案（たたき台）について説明した。

【委員からの意見等】

○小宮委員

- ・県と市町村の協力について、引き続き県が主導して欲しい。
- ・デジタル人材の育成等について、県職員を対象とするのか。

（事務局回答）

→ 人材育成について、県職員のみでなく、市町村や企業を含め幅広い県民を対象と考えている。

○佐々木委員

- ・前文において「子どもから大人まで」という表現があるが、「子どもから高齢者まで」としなかった理由は。
- ・事業者への支援については、どの条文が対応するのか。

(事務局回答)

→ 子どもに対応する言葉として大人を使った。高齢者を排除する意図はない。

事業者への支援については、それぞれの目的に応じ、必要な施策を講じていく。

○渡辺委員

- ・心理的に不安等があってデジタルを活用しないという人もいる。第3条(1)において「安全で快適にデジタル技術を利用できること」としているが、ここに「安心」を加えてはどうか。
- ・第9条に、医療や教育、防災などの準公共の分野も追加してはどうか。

(事務局回答)

→ 「快適」の中に「安心」が含まれると考えている。

準公共など具体的な内容については、第8条の基本計画を策定する中で検討したい。

○篠崎委員

- ・この条例の理念をもとに、第8条の基本計画において具体的な施策が出てくると思うので期待している。
- ・教育においてプログラミングが始まったと聞くが、デジタル活用には、まず情報リテラシーが重要だと考えている。

(事務局回答)

→ 御意見を踏まえ、第8条の基本計画を策定する中で検討したい。

○及川委員

- ・デジタル社会形成基本法とこの条例の関係を伺いたい。
- ・第8条の基本計画は、どのような形で策定し、どのような内容を定めようとしているか伺いたい。

(事務局回答)

→ 法は、地方公共団体は、特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有するとしている。法の趣旨を踏まえ、栃木県版の条例を策定していきたい。

計画について、県では「とちぎデジタル戦略」を策定しており、これを基本計画としたいと考えている。条例制定後、この検討会でいただいた御意見も踏まえて、現行のとちぎデジタル戦略を改訂していきたいと考えている。

(5) 閉会